

学校再開に向けた ガイドライン



(1) 登校前・登校時

- 毎朝、登校前に検温や健康状態を確認し、「健康観察カード」等に記入させ、学校に提出する。なお、家庭で検温していない場合には、学校で非接触型体温計により検温する。
- 上記の取組を徹底するため、各学校において児童生徒の登校の時間を設定し、受け入れ態勢をとること。
- 発熱や風邪等の症状が見られた場合は、児童生徒は自宅で休養するよう確実に指導する。なお、保護者から学校への連絡を確実に行ってもらう。
- 登校時は、可能な限りマスクを着用させる。家庭にマスクがない場合は、学校に相談してもらう。
- 学校登校後は、手洗い等を行った上で教室に入れる。
- 朝の会では、手洗いやマスク着用の確認をする。
- スクールバスによる登下校の際は、乗車前に家庭での検温の有無を確認し、行われていない場合は非接触型体温計により検温を行う。また手指を消毒し、車内は定期的に換気を行う。

(2) 学校生活

- 手洗いや咳エチケットを徹底する。授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声をできるだけ避ける。
- 教室は、対角線上の2箇所以上の窓を常に開けておき、出入口のドア等もできるだけ開放しておき、換気を徹底する。
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮する。
- 体育等、活動を伴う学習においては、人と人との接触をできるだけ避けるようにする。また、一度に大人数が集まって密集する活動とならないよう、可能な限り配慮する。

- 運動の前後に、脈拍数の確認を行い、体調を確認すること。なお、体育等、運動時におけるマスクの着用については、熱中症等のリスクも指摘されていることから十分なソーシャルディスタンスを確保することを基本にマスク着用を不要とする。
- 各教科の指導にあたって、感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序を変更する等、工夫をする。
- 集会等、一度に大人数が集まって密集する行事や活動は、原則として延期または中止する。また、全体指導等については放送を活用する。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレのスリッパ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行う。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への喚起・指導を徹底する。

（3）給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検する。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫をする。

（4）部活動

- 生徒の健康・安全の確保のために、部活動顧問等の指導・管理の下、活動をする。（過度な運動は控える）
- 学校生活と同様の基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。

- 活動場所は、原則校内とする。ただし、通常の活動場所として近隣の施設を使用している部活動については、その限りではない。（施設使用については、施設の管理者と要相談）
- 部活動ごとに活動時間等を設定し、可能な限り2つ以上の部活動が同時に同じ場所で活動しないよう工夫する。
- 発熱や体調不良等の症状が見られる場合は、部活動参加を見送る、途中であっても帰宅させる等の対応を徹底する。

(5) その他

【保護者との連絡体制等の整備】

- 感染症対策に伴う学校からの連絡については、文書はもちろん「マチコミメール」や学校の「ウェブページ」等を活用し、迅速かつ確実に行う。
- 常に感染者発生を想定し、保護者連絡先の確認や児童生徒の保護者への引き渡しなどの体制整備を行うこと。

【心のケア、いじめ・不登校等への対応】

- 長期にわたる臨時休業により児童生徒は様々な不安を抱えていることが懸念される。また学校再開に伴い、休業期間中の生活習慣の乱れや人間関係のストレスなどにより不登校やいじめなどの課題が増加する懸念があることを念頭に置き、これまで以上に児童生徒の観察に努めるとともにアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など組織的な体制づくりに努めること。

【出席停止】

- 児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従う。また、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算して、2週間の出席停止となる。
- 当面の間、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる時には、自宅で休養するよう指導する。この場合については、出席停止の扱いとする。
- 保護者の意向で登校させない場合は、事前に学校に相談してもらう。（原則としては「事故欠」扱い）